

松江市文化財調査報告書 第132集

史跡出雲玉作跡

宮ノ上地区発掘調査報告書

— 史跡出雲玉作跡(宮ノ上地区)史跡等総合整備活用推進事業に伴う発掘調査報告書 —

2010年3月

松江市教育委員会
財団法人松江市教育文化振興事業団

松江市文化財調査報告書 第132集

史跡出雲玉作跡

宮ノ上地区発掘調査報告書

— 史跡出雲玉作跡(宮ノ上地区)史跡等総合整備活用推進事業に伴う発掘調査報告書 —

2010年3月

松江市教育委員会
財団法人松江市教育文化振興事業団

例 言

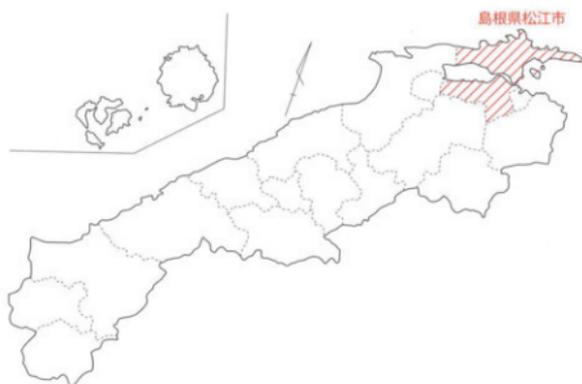
1. 本書は、平成21年に国庫補助事業を受けた、「史跡出雲玉作跡宮ノ上地区発掘調査 - 史跡出雲玉作跡（宮ノ上地区）史跡等総合整備活用推進事業に伴う発掘調査報告書 -」である。
2. 本書で報告する発掘調査は、松江市教育委員会（文化財課）の依頼を受け、財団法人松江市教育文化振興事業団が実施したものである。
3. 調査地は、鳥根県松江市玉湯町玉造495番地に所在する。
4. 調査期間は平成21年11月5日から平成22年1月20日まで実施し、調査面積は215㎡である。
5. 調査組織は以下のとおりである。

依 頼 者	松江市教育委員会文化財課
事業主体者	松江市教育委員会
事 務 局	教 育 長 福島 律子 理 事 友森 勉 文化財課長 吉岡 弘行 課 長 補 佐 稲田 信 主 幹 片岡 詩子
調 査 指 導	文化庁文化財部記念物課 文化財調査官 市原 富士夫 奈良文化財研究所 研 究 員 栗野 隆 鳥根県教育委員会文化財課 主 幹 林 健亮
実 施 者	財団法人松江市教育文化振興事業団 理 事 長 松浦 正敬 事 務 局 長 松浦 克司 埋蔵文化財課長 広江 眞二 課 長 補 佐 錦織 慶樹
調 査 者	主 幹 中尾 秀信 調 査 補 助 員 宇津 直樹 作 業 員 岡 礼二・新宮 二郎・新宮 幾雄・田辺 貞歳 遺 物 整 理 員 坂本 玲子

6. 本書における方位は公共座標北を示し、座標値は世界測地系に準拠した公共座標第Ⅲ系の値である。またレベル値は海拔標高を示す。
7. 出土遺物・実測図及び写真資料は松江市教育委員会文化財課で保管している。
8. 本書の執筆・編集は中尾が行った。

— 目 次 —

1. 調査に至る経過	1
2. 位置と歴史的環境	5
3. 調査の概要	6
4. ま と め	16



第1図 松江市位置図

1. 調査に至る経過

史跡出雲玉作跡は、大正11年10月12日に日本で最初の生産遺跡として国の史跡指定を受けた遺跡である。史跡は3箇所からなり、それぞれ宮垣地区・宮ノ上地区・玉ノ宮地区と呼ばれている。

宮ノ上地区は、昭和58～59年度に、当時の玉湯町教育委員会によって初めて発掘調査が実施され、玉作湯神社西南一帯から弥生時代終末から古墳時代初頭に玉作りが行われた後、古墳時代後期に生産が再開されることが確認されるなどの貴重な成果があり、これに基づいた保存管理計画が昭和61年度に策定された。また、同じ年に宮ノ上地区南半でも調査が行われ、古墳時代前期の住居跡や後期の溝なども検出されている。

この後、宮ノ上地区の指定範囲が、昭和62年11月16日および平成16年10月18日に追加指定を受けて拡大したことにもない、新たに公有地化した部分を含めた史跡出雲玉作跡宮ノ上地区での整備計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に、平成18年度において遺跡の確認調査を行ったところ、調査地の北半は、近世初頭に大規模な土木工事を行って田中川の流路を変えて松江藩の御茶屋の敷地を造成しているが、南半では、碧玉勾玉、未製品、剥片、メノウ勾玉未製品、水晶玉素材などが大量に出土して古墳時代からの玉作跡の遺構が強い地域であるという調査結果となった。



調査前の現況

平成21年度の調査は、前回の調査で確認できなかった御茶屋建物の南東側の庭園部分の現地資料を得ることを主な目的とし計4か所でトレンチによる調査を実施したものである。調査地は、(1)苑池の後背で立石のある築山部分と考えられる付近、(2)御茶屋の南側に隣接する手水鉢とその付近、(3)御茶屋建物東側の確認、(4)苑池南東角の状態の確認という目的で調査地を設置し、便宜的にそれぞれT21・T22・T23・T24の名称を付した。

現地は低い雑草が繁茂し、礎石等、大型の石がところどころに見られたが、湿気が強く、表土は柔らかい状態であった。調査期間中は季節的に若干不順ではあったが比較的順調に推移した。

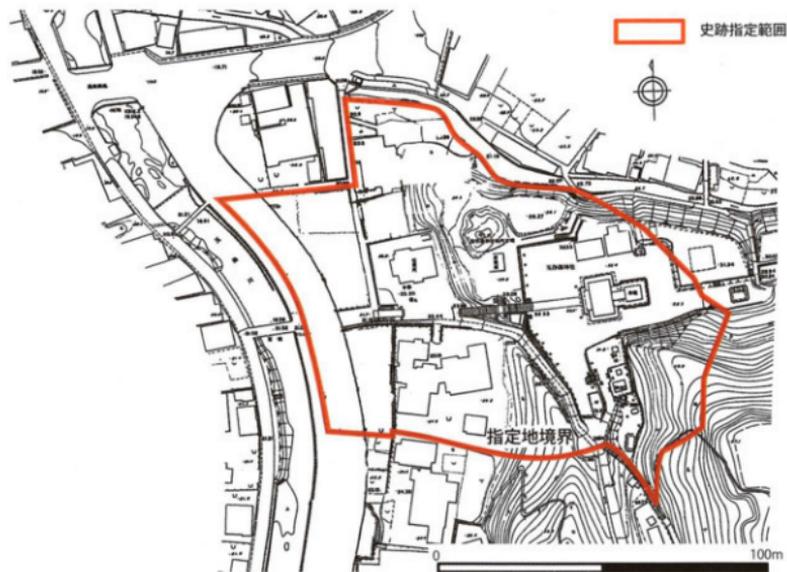
現地調査期間は平成21年11月5日(木)～平成22年1月20日(水)まで要した。調査した面積は、T21地区100㎡、T22地区65㎡、T23地区40㎡、T24地区10㎡で合計215㎡であった。



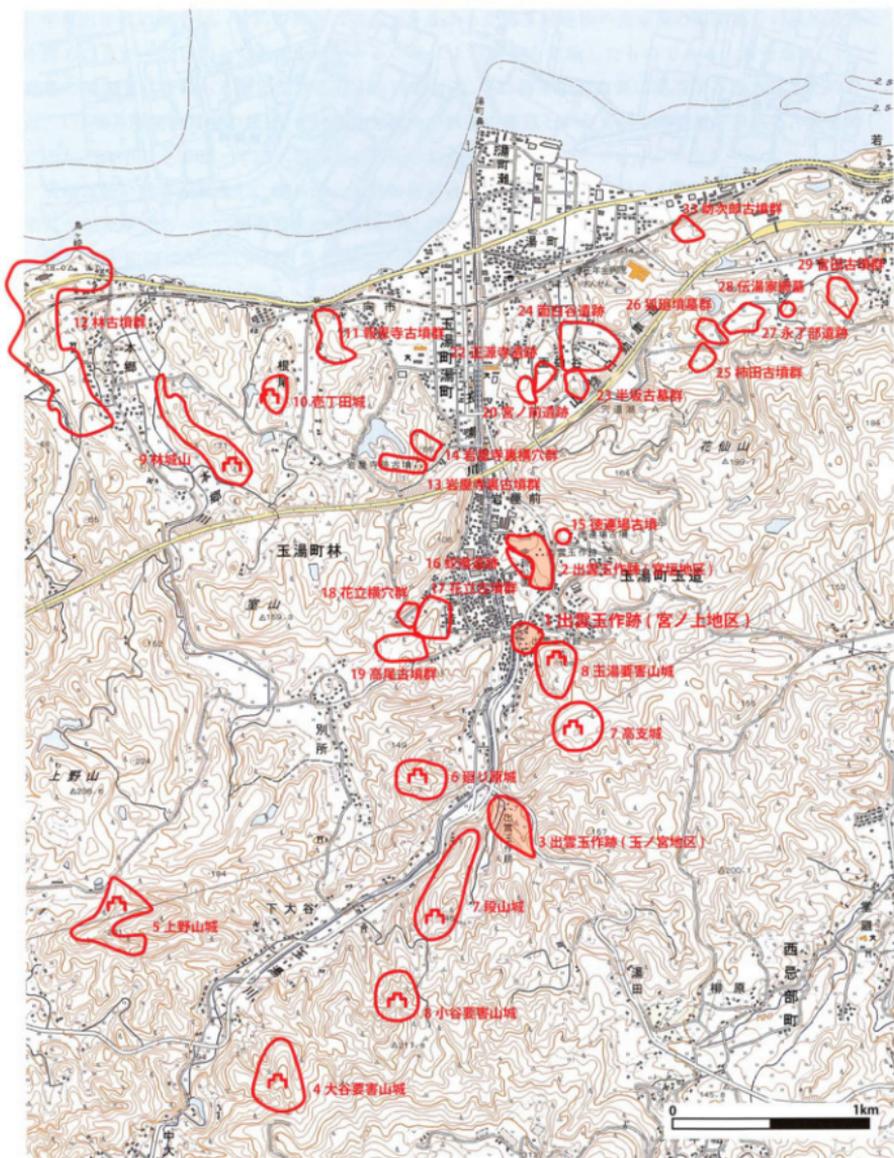
第2図 史跡の位置 (1/25,000)



第3図 史跡の位置 (1/2,500)



第4図 史跡指定範囲図 (1/1,500)



第5図 周辺の遺跡分布図 (1/25,000)

2. 位置と歴史的環境

史跡出雲玉作跡「宮ノ上地区」は、宍道湖の南岸に注ぐ玉湯川の河口から2.5kmほど遡った、松江市玉湯町にある玉造温泉街の奥まった場所にある。花仙山周辺の玉作り遺跡の一つで、周辺には昭和44年と同46年に調査された「宮垣地区」(2)や「玉ノ宮地区」(3)など10か所の玉作遺跡がある。弥生時代末から平安時代まで玉作りが行われ、これに関連するとみられる多数の古墳や横穴が、玉湯川流域の中、下流域に集中して築造されている。

国指定史跡となっている「岩屋寺跡横穴群」(14)の1号横穴墓は複式構造をなす珍しい横穴である。同じく国指定史跡の徳連場古墳(15)は直径8.5m、高さ約1.4mの小型の円墳で、中央に舟形石棺が露出している。古墳時代中期5世紀頃で、この地域で最も古い古墳と考えられている。報恩寺4号墳(11)は全長約50mの前方後円墳であり、また林古墳群(12)は前方後円墳4基、方墳1基、円墳46基の大古墳群である。これらの古墳も、玉作りの生産と大きく関わっていたと推察されている。

玉造温泉街の東側に広がる蛇喰遺跡(16)は、奈良時代後半から平安時代のはじめ(8世紀後半から9世紀)に平玉を生産した玉作遺跡である。大量の篋書き土器や円面硯、緑釉陶器や建物跡なども見つかっている。

733(天平5)年に書かれた出雲国風土記によれば、出雲国内には11か所の寺院があり、このうちの数か所では発掘調査が行われ、瓦や須恵器が出土しているが、町内にはそれによく似た軒丸瓦や鬼板瓦が採集されている遺跡もあり、この頃から続くかなりの勢力を持った豪族がいたことが推定される。

宮ノ上地区の南に隣接する玉作湯神社の裏山は、かつて玉造要害山城(8)と呼ばれる中世の山城が在ったところで、現在でもこの山全城に加工の痕跡が残っている。中世(鎌倉時代から室町時代)、尼子家と毛利家の戦乱の時代、この要害山以外にもたくさんの山城があったことが知られている。戦国時代末期には、尼子家の重臣であった亀井家がこの地を治めていたが、江戸幕府の政策により津和野に国替えとなった。

江戸時代、松江藩主となった堀尾忠晴がこの地に御茶屋を建て、その後松平家が入封してからも、藩主の湯治や静養の場として度々利用されるようになった。「上御入湯日記留」などによると、藩主は短い時でも6日、長ければ21日もの間、140名から200名もの家臣を引き連れて御茶屋に滞在し大いに繁栄したのである。この御茶屋の建物は昭和に入ってから取り壊されたが、現在も敷地はそのまま残っている。



玉作要害山城

3. 調査の概要

平成18年度の調査により、宮ノ上地区の北半周辺は近世初頭に造成された松江藩御茶屋跡であることから、これに付属する庭園としての施設を確認することを主眼として調査を実施した。庭は、小規模な池泉庭園であり、築山に小滝を有するものと考えられた。(註1)

(1) T21 (園池後背部分)

本調査地は、宮ノ上地区の北半東端に位置する場所であり、御茶屋から見ると園池の後背にあたる。この場所は立石があり、やや盛り上がった小丘になっているので、築山としていたように見える。

調査によって植栽の痕跡や配石の状況などが確認できるのではないかと期待したが、大きささまざまな角の丸い石が乱雑に検出された他には、植木の植栽痕や人為的な石組は無く、またその他の加工の痕跡も確認できなかったが、礎石の抜取痕跡のような集石が2か所(S-1、S-2)で認められた。

調査前の状況では、元の場所から移動が無いと考えられる石が3つ認められるので、本来は5つの石を所謂五行石五石の組み方として配置していたのかもしれない。(註2)

河川敷に石を積み上げて新たに造成した土地では盛土が浅くて大きな樹木は根づきにくいので、築山に石組を置き、土砂の流出を防ぐ目的も兼



T21 (南西から)



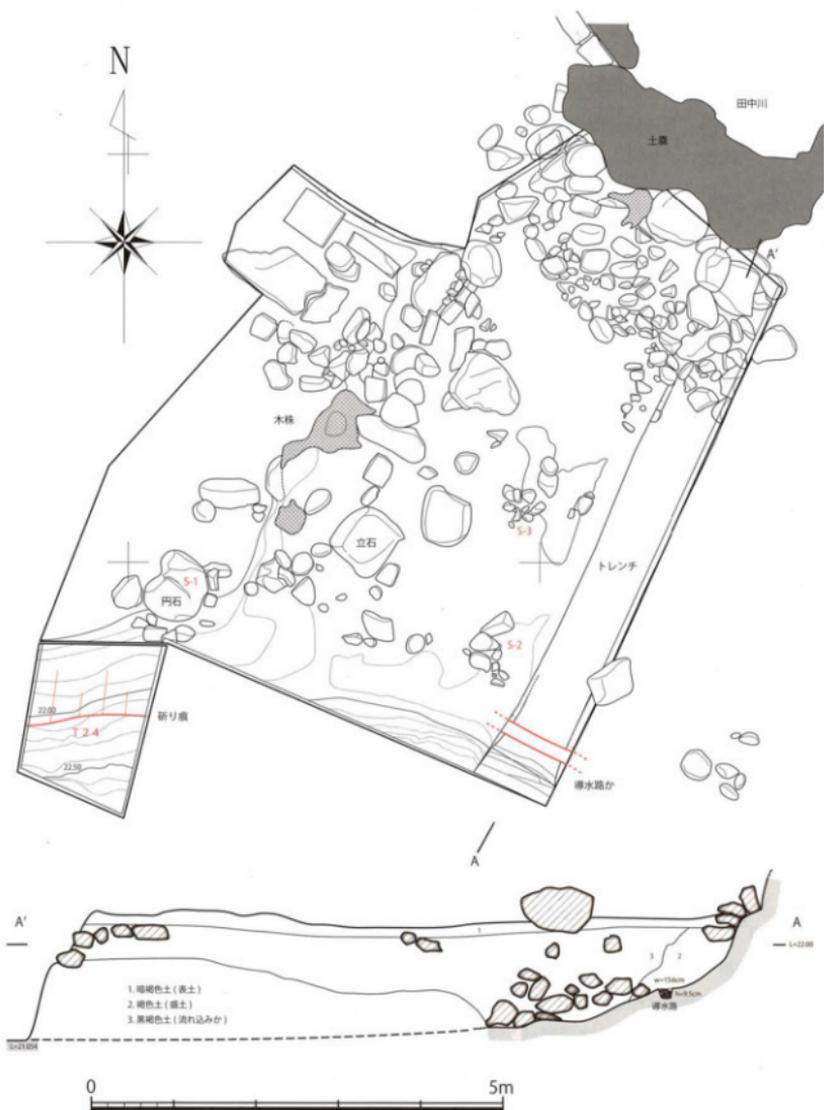
T21 (東から)



T21 (南東から)



第6図 調査成果図 (1/200)



第7図 T21 調査成果図 (1/60)

ねて低い植栽でそれを補ったのではないだろうか。また、園池の緑石の南東角には、中央に幅4cm、深さ2cmの溝が穿たれた径40cmほどの円石が据えられていた。

本トレンチの東端で、地山確認のために幅0.8mのサブトレンチを設定した。その南端、玉作湯神社との境界崖面で、幅20cm、深さ10cm、断面U字形状の人工的と思われる溝が検出されている。溝内には10cm～15cm大の長円形の石で故意に埋められているように見えるので、おそらく、当初は田中川の upstream から御茶屋の苑池に水を通すために掘られた給水施設ではないかと考えている。

池泉庭園では水を確保することが最も重要な要素となるが、宮ノ上地区では川が近いために極めて容易に水を引くことができる。園池に流れ込む水は、導水路から円石(S-1)の中央の溝を伝い小さな滝となって園池に注いでいたのではないかと想像できる。

ただ、伝承によれば、松江藩主の御成りの際には、玉作湯神社の境内にある池から竹樋を引いて水を流し、園池のちょうど真南あたりの崖からこれを落として臨時的な滝を作ったとも伝えられているが真偽のほどは定かではない。

またサブトレンチの断面から、田中川によって大きくえぐり取られた河川敷の石を集めて基礎とし、そこに40～50cmの土盛りを施して造成したと推定される。



T22 (南から)

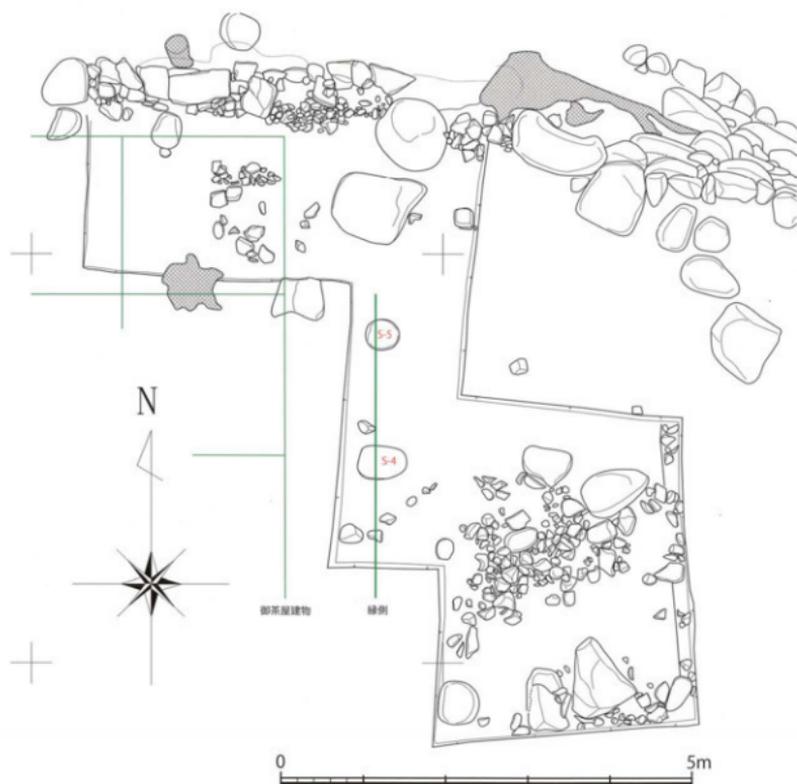
(2) T22 (御茶屋建物東端付近)

御茶屋建物の東側に隣接した区域にトレンチを設定して精査を行った。現表土下10cm前後で川原石状の角の取れた丸石が極めて大量に検出されるようになるが、建物の建っていた西側ではこの川原石の検出が少なくなるので、整地のための土盛りが少し厚くなっていたようである。

この調査地の北西で、南北方向に直線的に並ぶ2個の石列(S-4、S-5)を検出した。この二つの石の間隔は約1.7mであるが、御茶屋建物の全体的な位置関係からすると、東側縁側の礎石の一部と考えられる地点である。建物東の縁側は川の護岸に近いとこ



T22 石列 (南から)



第8図 T 22 調査成果図 (1/60)

ろまであったようである。

この調査地の東側には、南北1.3m、東西0.6m、高さ0.6mの平面を上にした大きな丸石がある。また、この石の南北軸に合わせて直線的に約2m間隔で並ぶ石列も観察される。大きな丸い平石を沓脱石（くつぬぎいし）だと考えると、あるいは建物がこのラインまで伸びていた可能性も否定できない。

(3) T23 (御茶屋南側の手水鉢付近)

次に、すでに以前から建物南側で横倒の状態 で置かれていた手水鉢が、元来どのような状態で配置

されていたのかという位置を特定するために、この付近を精査した。同時に園池の南端も確認するため、T字状にトレンチを設定した。

手水鉢となる石の大きさは南北長1.1m、高さ0.7m、水穴は南北長70cm、東西幅40cm、深さ5cmで北東角が大きく欠損し、かつ西側に傾斜しているが、東側と西側および南側で、扁平な平石が手水鉢となる石を囲むように配石されていたため、少し横に傾いた状態で持ちこたえているかのようであった。

建物の中から口をそそぎ手を洗うという、手水鉢本来の目的に適した位置が選ばれているのであれば、建物南東の縁先からは少し外れた場所となるが、周囲の配石の状況からみて、本来の位置から動いてしまっているとは考えにくい。欠損した石は付近では検出されなかった。

南側に配石された平石(S-4)には、一辺40cmほどで四角形に掘りくまめられており、四角形の別の石が置かれており、四角形の別の石が置かれていたように見える。手水鉢の照明を目的とした石造物、たとえば石灯笼のようなものが設置してあったように思える。手水鉢には、正面に前石、右側に湯桶を置く石、左側に明かり用の手燭を置く石が組み合わせられるものが一般的であるというが、北西側の平石を前石とすると、明かり用としての石灯笼があったとすれば逆の位置にあることになる。(註3)

T字状に設定したトレンチの南端、



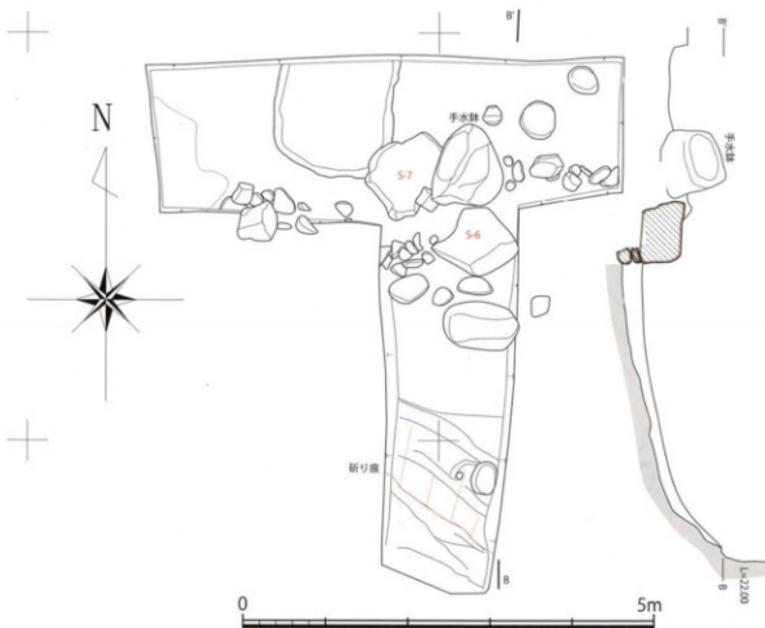
T23 手水鉢付近東側



T23 手水鉢付近南側



T24 調査終了 (北)



第9図 T23 調査成果図 (1/60)

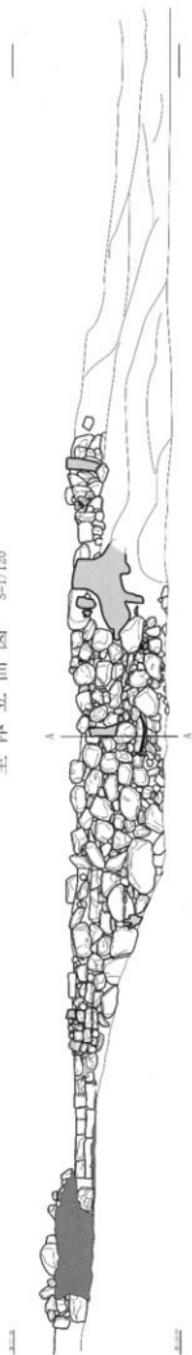
玉作湯神社側との崖面には、明瞭なノミ痕跡が検出されている。これは、造成時にこの岩盤の崖面を研り（はつり）（研る＝はつる＝削り落とす）、苑池との境界を明確にしようとした意図ではないかと考えている。

(4) T24（苑池南東角付近）

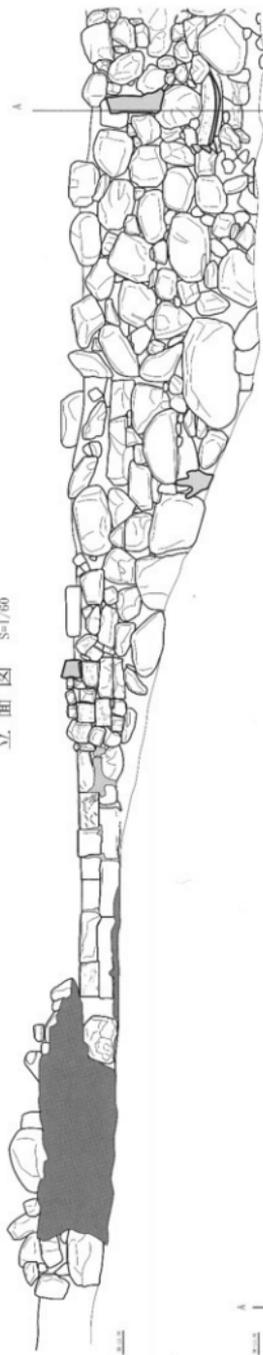
T21とT23の南端の玉作湯神社との境界崖面では、明瞭な研り痕が認められたが、園池の東端と崖面はどのように分けしていたのかという確認のために、この付近を精査したものである。ここでも園池の境界となる明瞭な研りと見られる鑿（のみ）痕を検出した。このノミ痕は径3cmほどの円形で、丁寧に研りがなされているように見える。

園池の東端となる中央に溝のある円形の積石は、この研り痕よりもレベル的に約30cmほど低い場所であり、苑池の水面はさらに数十cm低いと考えると、常時溜まっている水の水深は、T24トレンチ付近では、多くても30cmに満たない浅いものであったものと推察する。

全体立面图 S=1/120



立面图 S=1/60



凡例

	排水
	コンクリート
	土留

1. 名称	石段石垣
2. 所在地	石段石垣
3. 年代	不明
4. 調査者	石段石垣
5. 調査年	不明
6. 調査月	不明
7. 調査日	不明
8. 調査者	石段石垣

第11図 史跡遺構立面図

4. まとめ

今回の調査では、御茶屋建物に付随する庭園部分の調査を主たる目的としたものだったが、江戸時代末期の遺構であることと、遺構面や地山面が覆土がほとんどない状態で検出されたことによって、遺物が混同して判別が困難であったが、植栽の有無や園池の規模及びそれに付随する施設等を礎石や配石の状況で確認することができた。

平成18年度に行われた調査では、本地が近世初頭に大規模な土木工事によって田中川の流れを変えて敷地を造成したことが判明したが、今回の調査ではT21のサブトレンチの堆積状況から、造成の状況や園池に水を引き込むための流路を検出した。

また、御茶屋に付随する庭園の園池東側の後背部分の造作の状況と手水鉢の位置が動いていたかどうかの状況確認では、原位置のままではないかと思われること、園池後背に当たる東側の築山部分には植栽痕は認められなかったこと、玉作湯神社側の崖面には極めて明瞭な斫り痕が認められ、園池の境界が明確に確認できたのである。

今回調査を行った宮ノ上地区の田中川に面する北半は、全体的に、江戸時代に玉作湯神社側の崖面を削って平坦地を造成して菟池を作って水を引き、更に借景としても活用するという極めて合理的な用地の造成がされたものと推察され、今後の整備計画に有意義な成果となった。

【註】

- 註1 重森千青「日本庭園」2010年1月
註2 上原敬二「庭園入門講座第7巻」2000年1月
註3 上原敬二「飛石・手水鉢」1986年4月

【参考文献】

- ・松江市教育委員会「史跡出雲玉作跡宮ノ上地区発掘調査報告書」2009年3月
- ・玉湯町教育委員会「史跡出雲玉作跡宮ノ上地区第1次発掘調査概報」1984年3月
- ・玉湯町教育委員会「史跡出雲玉作跡宮ノ上地区第2次発掘調査概報」1985年3月
- ・玉湯町なんでも大事典編集委員会「玉湯なんでも大事典」2000年3月
- ・玉湯町教育委員会「玉湯町内遺跡分布図」2004年7月
- ・八東郡誌「玉湯村」1926年11月
- ・上原敬二「造園辞典」2009年11月
- ・飛田範夫「江戸の庭園」2009年8月
- ・尼崎博正ほか「日本庭園の見かた」2009年9月

圖 版



Fig01 調査地近景（北から）



Fig02 溝内玉石検出状況（北から）



Fig03 溝底確認状況



Fig04 T21 調査終了（東から）



Fig05 T22 調査終了 (南東から)



Fig06 T23 調査終了 (西から)



Fig07 崖面の斫り痕 (T23)



Fig08 崖面の斫り痕 (T24)



Fig10 窪みのある丸石 (S-1)



Fig11 T23 (右)とT24 (左) (北から)



Fig15 御茶屋建物石垣の現況

報 告 書 抄 録

フリガナ	シセキイズモタマツクリアド ミヤノカミチクハクツツチヨウサホウコクシヨ							
書名	史跡出雲玉作跡 宮ノ上地区発掘調査報告書							
副書名	史跡出雲玉作跡(宮ノ上地区)史跡等総合整備活用推進事業に伴う発掘調査報告書							
巻次								
シリーズ名	松江市文化財調査報告書							
シリーズ番号	第132集							
編集者名	中尾 秀信							
編集機関	松江市教育委員会							
	財団法人松江市教育文化振興事業団							
所在地	〒690-8540 鳥根県松江市末次町86番地 TEL 0852 (55) 5284							
	〒690-0401 鳥根県松江市鳥根町加賀1263-1番地 TEL 0852 (85) 9210							
発行年月日	2010年3月31日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
イゾモ オツクリツツミ 出雲玉作跡 ミヤノノカミチク 宮ノ上地区	鳥根県 松江市 玉湯町	32201	G1-3	35°24'22"	133°00'37"	2009.11.05 ～ 2010.01.20	215㎡	史跡整備
所収遺跡名	各種別	主な時代		主な遺構		主な遺物		特記事項
宮ノ上地区	玉作跡	近世		御茶屋建物庭園				

史跡出雲玉作跡
宮ノ上地区発掘調査報告書

史跡出雲玉作跡(宮ノ上地区)史跡等総合
整備活用推進事業に伴う発掘調査報告書

平成22年3月31日

発行 松江市教育委員会
鳥根県松江市末次町86番地
財団法人松江市教育文化振興事業団
鳥根県松江市鳥根町加賀 1263-1 番地

印刷 (有)高浜印刷
鳥根県松江市東長江町902-57